

情 個 審 答 申 第 8 号

平成 21 年 11 月 12 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第 17 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 21 年 1 月 21 日付け都活発発第 13-1 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

文書等の件名

熊本市が関係した JR 新駅設置において、新駅開業後、熊本市が九州旅客鉄道株式会社に対し欠損補てんをしたことがわかる資料の情報開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

[諮問第 3 号]

別 紙

諮問第3号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市が関係した JR 新駅設置において、新駅開業後、熊本市が九州旅客鉄道株式会社に対し欠損補てんをしたことがわかる資料（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不存在）決定を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

本件文書の存否について

平成16年5月26日開催された「おでかけトーク in 南部」での意見交換における JR 新駅設置に関する回答のなかに、「開業後の健全な運営を維持するための乗降客数が見込めず、大幅な赤字が続くとの予想であり、その欠損補てんを JR 側が関係自治体に求めるということであった。」との記述があるが、このような回答をするには、これまでに九州旅客鉄道株式会社が熊本市に欠損補てんを要求したことがあってはじめてできることであるから、本件文書は存在するはずである。不存在を取り消して欲しい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

本件文書の存否について

当該請求に係る文書は存在しない。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、これまでに設置されている熊本市が関係した JR 新駅において、新駅開業後、想定乗降客数より実績乗降客数が下回ったことなどから営業収支が赤字になった場合、熊本市が九州旅客鉄道株式会社に対し欠損補てんをした決算数値のわかる資料である。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき実施機関が行なった決定の妥当性を判断するものであり、制度等の是非については判断しない。

(3) 本件文書の存否について

本件文書の開示請求にあたり、実施機関では複数の所管課が関係するため、交通計画課、都市計画課及び都心活性推進課のそれぞれに対し開示請求を行なったものであり、それぞれの所管課が全て開示請求拒否（不存在）決定を行ったものである。このうち、都心活性推進課所管の決定に対し異議申立てが行なわれ、実施機関は、これまで開示してきた報告書以上の具体的な事柄を書き記した資料は存在しないと主張している。

そこで、報告書以外の文書の存否について検討するに、熊本市が JR に対し欠損補てんをするためには、事前の予算措置が必要であるところ、この予算措置について議会等で審議・承認された事実は確認できず、欠損補てんの事実自体を認めるに至らなかった。

欠損補てんの事実が認められない以上欠損補てんを行なったことに関する文書が存在しないことも自明であり、したがって、本件文書は存在しないとする実施機関の主張は信じるに足りると認められる。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江 藤 孝
会長職務代理者		荒 木 昭次郎
委	員	大 江 正 昭
委	員	高 木 絹 子
委	員	馬 場 啓

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成21年 1月21日	熊本市長から諮問を受けた。
平成21年 2月10日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成21年 2月25日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成21年 8月 4日	諮問の審議を行った。
平成21年 9月 4日	諮問の審議を行った。
平成21年 10月 9日	答申（案）の審議を行った。
平成21年 11月12日	答申（案）の審議を行った。